

徳島県 M & A 促進奨励金事業

～後継者不在企業の M&A による事業承継を支援します～

事業目的

経営者の高齢化や休廃業の増加が懸念される中、経営資源を次世代に引き継ぐことは、地域経済や雇用を守る観点から喫緊の課題と認識しております。

そこで、後継者不在企業の M&A による事業承継を推進するため、M&A プラットフォーム（「BATONZ」、「M&A サクシード」、「TRANBI」、「relay」、「事業承継マッチング支援サイト（日本政策金融公庫）」 及び 「徳島県事業承継・引継ぎ支援センター譲渡希望事業所紹介サイト（徳島商工会議所）」）への登録からマッチングを支援した士業等専門家及び譲渡希望事業者に対し、奨励金を交付いたします。（赤字は令和7年度より追加）

事業概要

奨励金区分	交付金額	交付要件	交付対象者
案件登録奨励金	5万円	<p>①譲渡希望事業者の承諾を受け、当該企業を、令和7年4月1日以降、「BATONZ」、「M&A サクシード」、「TRANBI」、<u>「事業承継マッチング支援サイト」</u>のうち<u>2つ以上</u>に、譲渡案件として登録したもの※</p> <p>②譲渡希望事業者の承諾を受け、当該企業を、令和7年4月1日以降、「relay」、「徳島県事業承継・引継ぎ支援センター譲渡希望事業所紹介サイト」のうち<u>1つ以上</u>に登録したもの※</p>	士業等専門家 及び 譲渡希望事業者
	10万円	上記交付要件①及び②をともに満たしたもの	
案件マッチング 奨励金	20万円	案件登録奨励金を受給した譲渡希望事業者と譲受け企業が、令和7年4月1日以降、「最終契約」を締結し、その支援を行ったもの	士業等専門家

※譲渡希望事業者は、徳島県事業承継・引継ぎ支援センターに譲渡案件として登録済であること。

また、士業等専門家及び譲渡希望事業者の要件は、裏面に記載しておりますので、ご確認ください。

対象期間▶ 令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)

募集期間

令和7年6月2日(月)から令和8年3月31日(火)まで

※予算の上限に達し次第、受付を終了とさせていただきます。

※交付決定後、一ヶ月以内に請求書を提出していただく必要があります。



申請方法

徳島県経済産業政策課へ交付申請書等の必要書類を提出（郵送による提出も可能です）

可能な範囲内で士業等専門家の方が譲渡希望事業者の申請書も併せてご提出をお願いします。
申請書類等の様式は徳島県経済産業政策課の下記ホームページからダウンロードしてください。

<URL> <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/shokogyo/7303644/>



注意事項

- ▶譲渡希望事業者1者につき、各奨励金区分1回のみの交付とします。
- ▶公開日から1年以内に買い手募集を中止する場合には、その理由を記載した状況報告書を提出していただき、理由によっては奨励金の返還を求めますのでご留意ください。
- ▶詳しい申請方法等は、上記ホームページに掲載の募集要項に記載しておりますのでご確認の上、ご申請ください。

◎自社の譲渡を希望する中小企業者（譲渡希望事業者）の要件

「譲渡希望事業者」とは、下記の要件等を全て満たし、徳島県内に本社を有する事業者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であること。
(ただし、「みなし大企業」を除く。)
- (2) 徳島県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 民事再生法又は会社更生法による申立てを行うなどの事業の継続性について不確実な状況が存在していないこと。
- (4) 個人事業者にあっては、事業主が破産手続開始決定を受けて復権を経ていない者でないこと。
- (5) 申請時点において譲渡希望事業者の代表者の年齢が満60歳以上であること。
- (6) 個人事業主は青色申告者であること。
- (7) 休眠会社ではないこと。
- (8) 後継者不在等の理由により、徳島県事業承継・引継ぎ支援センター又はM&Aプラットフォームを活用して、自社を譲渡する意思があること。
- (9) 徳島県事業承継・引継ぎ支援センター及びM&Aプラットフォームに譲渡案件として登録の上、公開日から1年以上買い手企業を募集する意思があること。
- (10) その他、県が適切ではないと判断する者でないこと。

◎土業等専門家の要件

次の(1)～(3)を全て満たし、各奨励金区分の下記要件等を満たすものとする。

- (1) 徳島県内に事業所を有すること。
- (2) 徳島県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 認定経営革新等支援機関であること。

【案件登録奨励金】

- ・譲渡希望事業者の承諾を受け、当該企業を、M&Aプラットフォームに譲渡案件として登録の支援を行った者であること。

【案件マッチング奨励金】

- ・案件登録奨励金を受給した譲渡希望事業者と譲受け企業がマッチングに至った場合に、その支援を行った者であること。

▼案件登録奨励金（様式第1号（その1、その2））にかかる添付書類▼

- 1 M&A促進奨励金に係る証明書（様式第2号）
- 2 M&Aプラットフォームに登録したことがわかる書類（掲載画面等）の写し
- 3 認定経営革新等支援機関であることがわかる書類（申請時に認定有効期限内であること。）
- 4 譲渡希望事業者の代表者の生年月日がわかる公的書類の写し（自動車運転免許証等）
- 5 譲渡希望事業者の直近1期分の決算書（貸借対照表、損益計算書）の写し（個人事業主の場合は確定申告書及び所得税青色申告決算書の写し）
- 6 譲渡希望事業者の履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は住民票）（申請日から3ヶ月以内に発行されたものに限る。）
- 7 振込先の支店名・口座番号等のわかる書類（通帳の写し等）

▼案件マッチング奨励金（様式第1号（その3））にかかる添付書類▼

- 1 案件登録奨励金の交付を受けたことがわかる書類（譲渡希望事業者の交付決定通知）の写し
- 2 認定経営革新等支援機関であることがわかる書類（申請時に認定有効期限内であること。）
- 3 マッチングが完了したことがわかる書類（最終契約書等）の写し
- 4 振込先の支店名・口座番号等のわかる書類（通帳の写し等）

【お問い合わせ先】

徳島県経済産業部経済産業政策課 団体・振興担当

TEL：088-621-2757 E-Mail：keizaisangyouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp